（法第四条第一項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例）

第十二条　第五条、第八条、第九条、第十条第一項及び前条の規定にかかわらず、特定事業者は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認を行うことができる。ただし、取引の相手方が当該各号に規定する取引時確認若しくは相当する確認に係る顧客等若しくは代表者等になりすましている疑いがある取引又は当該取引時確認若しくは相当する確認が行われた際に当該取引時確認若しくは相当する確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等若しくは代表者等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等又は代表者等を含む。）との間における取引を行う場合は、この限りでない。

一　令第七条第一項第一号ハからヨまで及びソに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、特定の預金又は貯金口座における口座振替の方法により決済されるものにあっては、当該口座が開設されている他の特定事業者が当該預金又は貯金口座に係る同項第一号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等について取引時確認を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

二　令第七条第一項第一号ハからヨまで及びソに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、法第二条第二項第三十八号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあっては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者が当該クレジットカード等に係る令第七条第一項第三号に定める取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等について取引時確認（前号に掲げる方法によるものを除く。）を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

三　当該特定事業者が、法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等又は代表者等については、第十四条に定める方法に相当する方法により既に当該確認を行っていることを確認するとともに、当該記録を確認記録として保存する方法

2　前条第四項の規定は、前項各号に掲げる方法により代表者等の本人特定事項の確認を行う場合に準用する。

第四条中「応じて」を「応じ、」に改め、同条第一号イ中「特定取引」を「特定取引等」に改め、同号ロ中「、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）」を削り、同号ホ中「道路交通法」を「運転免許証等（道路交通法」に改め、「運転免許証」の下に「及び同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書をいう。）」を加え、「外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」に改め、同号ヘ中「はり付けた」を「貼り付けた」に改め、同条第二号中「。以下この号において同じ」を削り、同条第四号中「記載の」を「記載が」に改め、同条を第六条とする。

第三条の見出しを「（顧客等の本人特定事項の確認方法）」に改め、同条第一項中「犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、「で定める方法」の下に「のうち同項第一号に掲げる事項に係るもの」を加え、「（同項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人（以下「みなし顧客等」という。）を含む。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「除く。）又は代表者等」を「除く。）」に改め、同号イ中「又は代表者等から」を「又はその代表者等から当該顧客等の」に改め、「当該顧客等の」を削り、同号ロ中「又は代表者等から」を「又はその代表者等から当該顧客等の」に改め、「当該顧客等の」を削り、「又は代表者等の住居にあてて」を「の住居に宛てて」に、「又は代表者等との」を「との」に改め、同号ハ中「代表者等から」を「その代表者等から当該顧客等の」に、「又は第四号」を「若しくは第四号」に改め、「（法第二条第二項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）」を削り、「第九条の規定により本人確認記録（法第六条第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）」を「第十六条第一項第二号に掲げる方法により確認記録」に、「又は代表者等の住居にあてて」を「の住居に宛てて」に改め、同号ニ中「名あて人」を「名宛人」に、「第十条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に、「第九号」を「第十一号」に、「事項を」を「事項を当該」に改め、「又は代表者等」を削り、同号ホ中「又は代表者等」を削り、「特定取引（法第四条第一項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）」を「特定取引等」に改め、同号ヘ及びト中「又は代表者等」を削り、「特定取引」を「特定取引等」に改め、同号チ及びリを削り、同項第二号中「第四条第一項」を「第四条第一項第一号」に、「第五条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に、「特定取引」を「特定取引等」に改め、同項第三号ロ中「第九条の規定により本人確認記録」を「第十六条第一項第二号に掲げる方法により確認記録」に、「あてて」を「宛てて」に改め、同号ハ中「及び当該」を「並びに当該」に、「特定取引」を「特定取引等」に改め、同号ニを削り、同条第二項中「、顧客等又は代表者等について」を削り、「本人確認を」を「本人特定事項の確認を」に、「当該顧客等若しくは代表者等から提示若しくは送付を受けた本人確認書類若しくは」を「当該本人確認書類又は」に改め、「記載されている」を削り、「若しくは代表者等の住居若しくは」を「の現在の住居又は」に改め、「が現在のものでないとき又は当該顧客等若しくは代表者等から提示若しくは送付を受けた旅券等若しくはその写しに当該顧客等若しくは代表者等の住居」を削り、「代表者等から、次に掲げる書類（」を「その代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、」に、「記載の」を「記載が」に、「）のいずれか」を「以下「補完書類」という。）」に、「又は当該書類」を「又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類」に、「受けて当該書類」を「受けて当該本人確認書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）若しくは当該補完書類」に、「第九条の規定により本人確認記録」を「第十六条第一項第二号に掲げる方法により確認記録」に、「又は代表者等の」を「の」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ若しくはハ又は第三号ロに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

第三条第二項第一号を削り、同項第二号中「（前号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「（第一号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「（第一号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「顧客等又は代表者等が」を「当該顧客等が」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第一号に掲げるもののほか、」を削り、「同号に掲げる」を「本人確認書類のうち次条第一号又は第二号に定める」に改め、「又は代表者等」を削り、同号を同項第五号とし、同条第三項中「、法人である顧客等について」を削り、「本人確認を」を「本人特定事項の確認を」に、「おいて、当該本人確認書類又はその写しに記載されている」を「おいては、」に、「前項各号に掲げる書類（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれか」を「当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類」に、「又は当該書類」を「又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類」に、「受けて当該書類」を「受けて当該本人確認書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）若しくは当該補完書類」に、「第九条の規定により本人確認記録」を「第十六条第一項第二号に掲げる方法により確認記録」に、「書類又はその写